久万高原町教育委員会

いじめ調査委員会調査報告書

令和６年２月２６日

久万高原町教育委員会いじめ調査委員会

目次

第１　はじめに 3
第２　本件事案の概要.....3
第３　当委員会による調査の概要 3
　１　調査の目的 3
　２　当委員会の構成..... 3
　３　委員会開催の年月日 4
第４　当委員会が認定した事実 4
第５　当委員会の判断.....17
　１　小学校において「いじめ」があったか（「いじめ」該当性） 17
　　⑴　「いじめ」の定義について 17
　　⑵　「いじめ」の認定 18
　　⑶　本件事案に至った背景 19
　２　小学校時の欠席の「重大事態」該当性 20
　　⑴　本件で問題となる「重大事態」の定義について 20
　　⑵　「重大事態」該当性 20
　３　中学校進学後の出来事について 20
第６　学校及び設置者の対応に対する評価 22
　１　小学校に求められる措置及び本件対応に対する評価 22
　　⑴　いじめ認知時の対応に関して 22
　　⑵　重大事態を見据えた対応について 22
　　⑶　事実確認の実施について 23
　　⑷　児童及び保護者への支援、指導及び助言 25
　　⑸　保護者間での情報共有 25
　　⑹　重大事態発生の報告 25
　　⑺　中学校への引継ぎについて 26
　　⑻　記録について.....27
　　⑼　小学校の対応に対する評価の総括 27
　２　本件事案において設置者が行った対応に対する評価 27
　　⑴　学校に対する支援等及び自ら行う調査について 27
　　⑵　重大事態発生の報告 29
　３　本件事案において中学校が行った対応に対する評価 30

第７　当委員会からの提言 30
１　小学校への提言.....30
⑴ 校長・教頭を含む管理職及び各教諭らのいじめ防止対策推進法及びそれに伴う各種ガイドライン等に沿った学校の行うべき対応に関する研修を強化すること.....30
⑵ 外部専門家との連携 31
⑶　記録の作成と保存 31
２　設置者への提言..... 31
⑴ 教育委員会の学校教育班の職員らの「いじめ」に対する認識を深める研修の強化 31
⑵ 外部専門家との連携 32
⑶いじめの解消状況における経過観察の継続 32
３　愛媛県教育委員会への提言 32
⑴ 専門家との連携に関する支援 32
⑵　学校への研修等のサポート 33

久万高原町教育委員会 御中

令和６年２月２６日

久万高原町教育委員会

いじめ調査委員会委員長 東　翔

記

第１ はじめに

久万高原町教育委員会いじめ調査委員会（以下、「当委員会」という。）は、久万高原町教育委員会いじめ問題調査委員会設置要綱 （久万高原町教育委員会告示第１号）に基づき設置された教育委員会の附属機関で、いじめ防止対策推進法（以下、単に「法」という。）第２８条第１項の規定による調査等を所掌事務とする委員会である。

本報告書では、令和元年度から令和２年度にかけて久万高原町立[redacted]小学校（以下、「本件小学校」という。） において発生した事象（以下、「本件事案」という。）に関して、①当委員会が認定した事実（第４）を示した上で、②同事実が法第２条第１項にいう「いじめ」に該当するか否か（第５の１）、そして、③本件行為が「いじめ」に該当するとした場合に法第２８条第１項所定の「重大事態」に該当するか否か（第５の２）、に関する当委員会の判断を示し、④本件事案に関して学校及び教育委員会が行った対応に対する評価（第６）を行い、最後に⑤当委員会からの提言（第７）を示すこととする。

第２ 本件事案の概要

令和元年度（小学５年生時）及び令和２年度（小学６年生時）に 、本件小学校に在籍していた[redacted]（以下、「[redacted]」という）が、同学年に在籍する[redacted]（以下、「[redacted]」という）、[redacted]（以下、「[redacted]」という）やその他の同校在校生らから、いじめを受けたとして、令和２年１１月１６日から同人が本件小学校を卒業するまでの間、継続して欠席をした事案である。

第３ 当委員会による調査の概要

１ 調査の目的

本件事案の全容を解明し、当該事態に対して学校・教育委員会が行った対応の適否を検討し、今後同種の事態が発生することを防止することを目的とする。

２ 当委員会の構成

委員長　東　翔　（愛媛法律事務所・弁護士）

副委員長　友 川 礼　（松山東雲女子大学人文科学部准教授・社会福祉士）

委 員　熊 野 み き（愛媛大学大学院教育学研究科准教授・臨床心理士、公認心理師）

３ 委員会開催の年月日

令和５年

２月１６日 第１回委員会

３月２７日 第２回委員会 （収集した資料の分析、検討）

４月２１日 第３回委員会 （[redacted]父のヒアリング①）

５月２６日 第４回委員会 （[redacted]父のヒアリング②）

７月２１日 第５回委員会 （[redacted]及び[redacted]の保護者ら（4 名）のヒアリング）

７月２８日 第６回委員会 （元本件小学校教員ら（3 名）のヒアリング）

８月２８日 第７回委員会 （[redacted]及び[redacted]（2 名）のヒアリング）

９月８日 第８回委員会 （[redacted]中学校教諭（1 名）、教育委員会職員ら（2 名）のヒアリング）

９月２９日 第９回委員会 （教育長、教育委員会職員ら（2 名）のヒアリング）

１１月１７日 [redacted]からの文書によるヒアリングの回答を受領

１２月１９日 第１０回委員会 （元ＰＴＡ会長のヒアリング）

第４ 当委員会が認定した事実

前項の調査を行った結果、当委員会が認定した事実は、以下の通りである。

１．本件小学校は、[redacted]所在の公立小学校で、学年によって異なるが、多い学年でも１クラス５名前後の小規模人数の小学校である。そのため、学級の編成方式として複式学級を採用している。

２．平成２７年（２０１５年）４月、[redacted]、[redacted]及び[redacted]（以下、この３名を指す際には「本件児童ら」という）が、本件小学校に同学年の児童として入学した。

本件小学校は、前記のような小規模人数であるため 、本件児童らも１年時から６年時まで継続して同一の学級に在籍していた。本件児童らの間では、１年生時から４年生時までの期間は、少なくとも「いじめ」の訴えを外部に行うなどの問題の表出はなかった。[redacted]は、[redacted]とは４年生時まではとても仲が良かった、[redacted]とはあまり仲良くなかったと述べている。

３．本件児童らが５年生時の担任である[redacted]教諭（当時。以下、「[redacted]学担」という）は、本件児童らの関係についての印象として、授業などで話し合いを行ったり意見をまとめる際に、なかなか意見がまとまらなかったり、[redacted]が独りになってしまうという印象を持っていた。

４．本件児童らが５年生時の令和２年１月１４日に本件小学校の行事として実施されたスキー教室において、[redacted]が[redacted]、[redacted]及び[redacted]（本件児童らの１学年上の当時本件小学校在籍の女子児童）に対して、自らも一緒にリフトに乗りたいという趣旨の申し出を何度か行ったが、同人らから同乗を断られたため、[redacted]は同行していた保護者と共にリフトに搭乗した。

５．本件児童らが、６年生に進級するに当たって、[redacted]本件小学校長（当時。以下、「[redacted]校長」という）から、前年度から引き続き本件児童らの学級担任となった[redacted]学担に対して、６

年生女児３名の関係が「１（[redacted]）対２（[redacted]及び[redacted]）」の関係にならないよう[redacted]を一人にしないように、注意深く見守り、必要に応じて指導を行うことを旨とする指示があった。

本件児童らが６年生に進級した令和２年４月以降、[redacted]学担は、[redacted]校長の前記指示に従い、本件児童らの学校での様子を見守っていたが、休み時間などに[redacted]が一人でいる状況を見つけると、[redacted]及び[redacted]に対して「[redacted]を一人にしないように」という指導を繰り返し行った。その指導は、授業中に[redacted]及び[redacted]の二人を別室に連れだして行われることもあり、時には厳しい言葉を用いて行われることもあった。その指導の内容は「[redacted]を一人にしないように」ということのみを繰り返し伝えるものであった。しかし、そのように指導する理由やそれぞれの状況を確認したり、心情面に配慮した指導は行われなかった。

前記指導を[redacted]学担から繰り返し受けた[redacted]及び[redacted]は、[redacted]を学校の休み時間に遊びに誘うこともしたものの、[redacted]から断られることもあり、その結果[redacted]が休み時間に一人で過ごしていると[redacted]学担から指導を受けるということが続いた。

このような状況が続いていく中で、[redacted]及び[redacted]は、[redacted]に対して接することの困難さをより深く感じるようになった。

一方で、[redacted]は、この時期に孤立感を深め、[redacted]及び[redacted]から嫌がらせを受けていると感じていた。

６．６年生時２学期に入っても前記状態がいまだ継続していたところ、１１月１３日に本件小学校の行事で遠足があった。同遠足では、学級ごとにそれぞれ児童が持ち寄ったおやつを交換しあうことが慣例となっていた。

この際、[redacted]は、クラスメイト複数人（ただし、誰に対して申し出たかは不明）に対しておやつを交換したい旨を申し出たが、実際にはおやつはあるにもかかわらずおやつがないなどと言っておやつ交換を断られた。なお、[redacted]だけは、[redacted]とおやつを交換した。

この時の出来事について、[redacted]は、おやつがあるのにないと言われたことを辛く感じたり、[redacted]にまで断られたりしたことを悔しいと感じた。

[redacted]は、このおやつ交換の出来事以前から、一人でいることを辛く感じていたところ、この日の出来事をきっかけに嫌がらせに耐えることに限界を感じ、[redacted]の保護者にその旨を伝え、[redacted]の保護者は、１１月１６日、本件小学校に同日について欠席する旨の連絡をした（この１１月１６日から１１月２６日までの間に、[redacted]の保護者から各日について欠席理由がどのように伝えられたか、保護者と本件小学校との間でどの程度「いじめ」があったことを前提にしたやりとりが行われたかは、本件小学校側に資料が残っておらず、不明である。）

この日以降、[redacted]は本件小学校を卒業するまで欠席を続けた（指導要録（出席記録）には、欠席理由は「体調不良」１５日間、「情緒的不安」７１日間とされ、学校保健日誌には、１１月２６日までは「病欠」として数えられていたが、１１月２７日以降は「昨日（１１月２６日）の懇談をうけて本日より事故欠」として「病欠」や「停止」ではなく「その他」の欄に数えられるようになった）。

7. 令和２年１１月２６日、[redacted]の父は、[redacted]学担、[redacted]校長、[redacted]教頭（当時。以下、「[redacted]教頭」という）との面談において、「いじめ行為があるため今後小学校には登校しない、と本人が言っている」と伝えた。[redacted]の父が[redacted]から聴き取った具体的ないじめ行為の内容としては、令和２年１月１４日実施のスキー教室の際に、[redacted]が「一緒にリフトに乗ろう」と、[redacted]、[redacted]及び[redacted]に対して申し出たにもかかわらず一緒に乗ってくれなかったこと、令和２年１１月１３日実施の遠足のおやつ交換の際に[redacted]からクラスメイト複数人に対しておやつ交換をしたいと申し出たが全員から断られたこと、[redacted]及び[redacted]が、副教材の地図帳を[redacted]にだけは配らないこと、などが伝えられた。

この内おやつ交換について、[redacted]学担は、そもそもおやつ交換は時間がなかったために行っていないという趣旨の説明を[redacted]の父に行った。[redacted]校長も[redacted]学担の説明を追認する発言もしくは態度をとった。

また、[redacted]学担らから、欠席が始まった１１月１６日から同日までの間、[redacted]のクラスメイトたちに対して[redacted]の欠席理由は体調不良であると伝えているという説明があり、今後どのように説明するかについての[redacted]の希望を改めて確認して、[redacted]の父から本件小学校に連絡をすることとなった。

[redacted]の父は、今後の[redacted]への 本件事案についての事実確認に関連して、「[redacted]は学校に行かないことにした理由を直接、または文章で表明してもよい」と伝えた。

この後、詳細な時期は不明（１１月２６日以降１２月初旬頃までの間と思われる）であるが、[redacted]学担は、[redacted]及び[redacted]に対して、[redacted]とおやつ交換をしたかについて聞き取ったが、その他の行為については確認しなかった。

8．同年１１月２７日、[redacted]校長から久万高原町教育委員会（以下、「本件教育委員会」という）学校教育班班長の[redacted]氏（当時。以下、「[redacted]班長」という）に対して、「友達とのトラブルから、本人が学校に行かない決断をしたので、残りの小学校には登校しないという子がいる」と報告した。

9．同年１１月２８日、[redacted]の父から[redacted]学担に電話をし、クラスメイトへの欠席理由の説明については、体調不良ではなく、「いじめ行為により学校に行かないことにした」と伝えてほしいこと、他の保護者に対しても[redacted]のことについて隠さず説明してほしいこと、を伝えた。

10. 同年１１月３０日、[redacted]班長は、本件教育委員会学校教育指導員の[redacted]氏（以下、「[redacted]指導員」という）に対して、[redacted]校長より報告を受けた事案について伝達し、本件教育委員会内で共有した。

11. 同年１２月１日、[redacted]指導員は、本件小学校を訪問して[redacted]校長と面談をし、本件事案の概要などを聞き取った。

本件小学校としては、現状ではいじめと判断できないため、クラスメイトに対しても「体調が優れないから休んでいる」と伝えるとのことであった。

本件事案へは、本件小学校が主導で対応し、本件教育委員会は支援・相談のスタンスを

とることとなった。

　[redacted]指導員は、[redacted]校長との面談の結果を、本件教育委員会教育長[redacted]氏（以下、「[redacted]教育長」という）と、[redacted]班長に共有した。

12. 同年１２月中旬頃（詳細な時期は不明であるが、次項の同月１６日よりは前）、[redacted]の母は、[redacted]の妹から、[redacted]の弟が「[redacted]の欠席理由は[redacted]らによるいじめが原因である」旨のことを言っていたと聞かされ、本件小学校へ連絡をして、[redacted]校長、[redacted]教頭らと面談をし、１１月１６日から始まっている[redacted]の欠席の理由を尋ねた。

　しかし、[redacted]教頭は、[redacted]が[redacted]らからのいじめによって欠席していることを否定したため、[redacted]の母は、[redacted]の妹から聞いた話は事実とは異なるのであろうと認識した。

13. 同年１２月１６日の放課後、[redacted]の母と[redacted]の母が本件小学校の駐車場において話していたところ、[redacted]が欠席している理由（「いじめ行為により学校に行かないことにした」という理由）が、[redacted]学担からクラスメイトに対して伝わっていないことが判明した。

　そのため、[redacted]の母は、この場で初めて、前項で本件小学校から受けた説明が事実と異なっていたことを認識した。

14. 同年１２月１８日、前項で判明した認識の齟齬を確認するために、[redacted]の父は本件小学校に電話をして[redacted]学担と話をした。[redacted]学担は、[redacted]の欠席理由については、数日前に、体調不良ではなく「本人が学校に来にくい状態」になっているからだというものに変更した、と説明した。

　また、[redacted]学担は、[redacted]の母にいじめを理由にしての欠席であることが伝わっていないことについては、[redacted]と[redacted]の母から相談があったのは、[redacted]の父との個別面談の数日前であったため、欠席の理由やいじめ行為に関して説明できなかった、と説明した。

15. 同年１２月２１日、[redacted]学担は、[redacted]及び[redacted]の母へ電話をして、[redacted]及び[redacted]の家庭と本件小学校でまずは話し合いをもつことはどうかという提案を行った。[redacted]の母は、[redacted]及び[redacted]の２家庭ではなく[redacted]の家庭も含めた３家庭での話し合いを希望したが、ひとまずは２家庭での話し合いをもつこととなった。

　なお、[redacted]の欠席が始まって以降この日（１２月２１日）までの間、本件小学校側から[redacted]の側、あるいは[redacted]及び[redacted]の側に対して事実確認を行ったり情報共有をしたりするといった自発的な対応は行われなかった。

16. 同年１２月２１日、本件事案に対する本件小学校の対応が進んでいないように見受けられることから、本件教育委員会内で話し合いを行い、「教育委員会としては『いじめ事案』として考えること」、「時間をかけ、当事者同士、親同士、学校が話し合っていく必要がある」ことなどを確認した。

17. 同年１２月２３日、[redacted]校長、[redacted]学担、[redacted]教頭と[redacted]及び[redacted]の母らとで面談を行った。

同面談において、教員らから、スキー教室の際にリフトに一緒に乗ってくれなかった件について質問をしたが、[redacted]及び[redacted]の母はいずれもその時点での回答はなく、改めて[redacted]及び[redacted]に聞いてみないと分からないと述べた。また、遠足の際のおやつ交換については、[redacted]はしなかったようであるが、[redacted]は交換したと聞いていると述べた。地図帳の配布については、いつの日のことかははっきりしないが、棚に地図帳があったら[redacted]にも配っているはずだと思うと聞いている、と述べた。

18. 同年１２月２４日、[redacted]の父は[redacted]校長に架電し、[redacted]校長から前日の[redacted]及び[redacted]の母らとの話の内容につき共有された。

また、今後については、いじめ重大事態として対応することを希望する旨が[redacted]の父から伝えられた。

19. 同年１２月２５日、[redacted]及び[redacted]から[redacted]に対して、スキー教室のリフトに一緒に乗らなかったことや遠足でおやつ交換をしなかったこと（[redacted]のみ）などを謝罪する手紙が[redacted]の弟を通じて渡された。

20. 令和３年１月１８日、[redacted]の父から、本件小学校に対して、[redacted]の父が作成した「いじめ嫌がらせ行為の時系列」が提出された。

同文書には、[redacted]の父が[redacted]から聞き取った内容や[redacted]の父自身が行った学校とのやり取りなどについて記載されていた。

21. 同年１月２５日から２７日にかけて、[redacted]学担は、本件児童らと同一学級の児童らを対象に「令和２年度 心のアンケート」を行った上で、各児童と個別に面談を行い、本件事案に関する確認を行い、以下の内容を聞き取った。

[redacted]（当時５年生）

【おやつ交換について】 「しよう」と言われたかも

【メッセージについて】 きれいだったと思う

【[redacted]について】 学校に来て欲しい、遊んだりしたい

[redacted]（当時６年生）

【おやつ交換について】 特に…男子だけ（とした）

【メッセージについて】 折り紙とアイスクリームのような形に折っていて、破れたような気がする

【[redacted]について】 元気で遊びたい

[redacted]（当時６年生）

【女子たちの関係性について】 女子（[redacted]及び[redacted]）が（[redacted]と）距離をとっているから嫌われていると勘違いしているのではないか。

【メッセージについて】 手紙を入れる時にちょっと破れてしまった

【[redacted]について】 学校に来て欲しいと思う

[redacted]（当時６年）

【メッセージについて】 弟たちが引っ張り合いのようにして、破れてしまった

【[redacted]について】 学校に来て欲しい

[redacted]（当時６年）

【スキー教室について】 [redacted]が「３人（[redacted]、[redacted]及び[redacted]）で乗ろう」と言っていた。約束したので、[redacted]に誘われたけど一緒に乗らなかった。こ のことを後日手紙で悪かったことを書いた。

【おやつ交換について】 交換した。交換していいか分からないけど、した。ハイチュウをあげた。何をもらったかは覚えていない。自分は手紙にはおやつ交換のことは書いていない。

【本件児童らの関係について】[redacted]と[redacted]が話していて、[redacted]がのってくる。（テレビの話を）「それって何？と聞いてきて」話が進まない（面倒だな）。

【[redacted]について】 来て欲しいけど、もめごとがあると嫌だから悩み

[redacted]（当時６年）

【スキー教室について】 ３人乗りで、[redacted]が最後だから、３人で乗っていた。

【おやつ交換について】 [redacted]のおやつがクッキーで、クッキーの気分でなかった（ので交換しなかった）

３年の時、[redacted]、[redacted]、[redacted]でサイクリングをし、[redacted]商店でアイスを買って食べた。翌日（[redacted]が）親に怒られた。

【[redacted]について】 トラブルがあると考えたら、…（原文ママ）だけど、来てほしい

（これ以前にも、[redacted]教頭が[redacted]のクラスメイトに対して、[redacted]が休んでいることについてどう思うかなどの話を休み時間などに行ったことはあったようであるが、児童に対する本件事案の事実確認が行われたのはこの時が初めてである。）

22. 同年１月２７日、[redacted]の父は、[redacted]教育長ら教育委員会職員４名と面談し、本件事案に関する概要を説明した上で、「学校内部の調査はあてにならないので、学校外の者による調査を希望する」旨を伝えた。

23. 同年１月２８日、[redacted]の父と[redacted]校長、[redacted]学担とで面談を行った。

[redacted]の父が指摘したところ、[redacted]学担は、令和２年１１月２６日に行った個別面談の際に、[redacted]学担が行った「遠足のおやつ交換は時間がなかったために行っていない」旨の説明については、 事実と異なるものであり、児童らへの聴き取りを行っていない状況での説明であったことを認めた。

また、[redacted]校長は、[redacted]の欠席理由を体調不良と説明していたことについて、[redacted]にとってよくなるようにと考えて、そのような説明を行ったと説明した。

24. 同年１月２９日、[redacted]学担は、[redacted]の父、[redacted]の母へ電話をし、前日の[redacted]の父との面談内容について共有した。

それぞれの家庭に、「[redacted]家は、『いじめられているから休んでいる』と言っている。」ということなどが伝えらえられた。

25. 同年２月４日、２月８日、２月９日、２月１６日、２月１８日、本件小学校側関係者と本件教育委員会関係者とで、学校だよりに本件事案のことを記載するかや、そのことを議題として同年２月２４日に開催される予定の臨時保護者会の持ち方などを議論するために協議の場が持たれた。

また、同年２月１８日には [redacted]教頭と [redacted]の母が、同年２月１９日には [redacted]校長と [redacted]の父が、それぞれ学校だよりに関する意見交換を行った。

26. 同年２月２２日、[redacted]学担は、学校からの配布物等を渡すために [redacted]の自宅を訪問し、[redacted]の母と話をしたが [redacted]には会えなかった。

訪問後、[redacted]の父から本件小学校に電話があり、家庭訪問をする際には事前に保護者に連絡をしてから訪問して欲しいとの要望がなされた。

27. 同年２月２４日、[redacted]及び [redacted]が本件小学校の保健室で過ごしていた際に、自分たちの話を聞いてもらいたいと希望したため、保健室において、[redacted]教頭及び [redacted]養護教諭が対応した。その際に、[redacted]の父が本件小学校に提出した「いじめ嫌がらせ行為の時系列」に沿って、同文書記載の事実があったか否かなどについて [redacted]及び [redacted]から聞き取った。

その確認結果は、概要以下の通りであった。

【O脚と言われること】

[redacted]が、[redacted]と [redacted]に [redacted]が家庭でしたO脚の話をしていた。「[redacted]はX脚」や「[redacted]はO脚や」などと自分たちで言って話していた。[redacted]学担が、何の話なん？と入ってきた。[redacted]は、O脚がわるいことかどうかも知らなかった。

【背が低いと言われること】

[redacted]が、自分から身長が低いと言ってきていた。 身体計測の後などには、[redacted]が自分の身長を言ってきて、低いのだと言っていた。そんなこと（背が低いこと） は気になっていなかった。つりかんで遊んだ際に、[redacted]は足がつかなくて遊べていいなと言ったことはある。背が低いことを言ったわけではない。

【にらむことについて】

自分たちからにらむことはしていない。指を指したり、[redacted]のことをひそひそ話をしてもいない。[redacted]は、 他学年の女子児童１名について嫌い（苦手）と思っており、悪口やむかつくと言っている。にらんだりもしている。

運動が得意でないその他学年の女子児童に、口で攻めたりドッジボールなどの時は体を持ってボールをとらせようとする。

【同級生男児を好きと言われたことについて】

[redacted]と [redacted]は、[redacted]から好きな人はいるかと聞かれ、興味がなかったのでちゃんと答えなかったら、[redacted]は [redacted]が好きと言ってきた。それで好きな相手を知った。去年は [redacted]だった。

[redacted]と話しているとにらまれる。

[redacted]の作った紙飛行機がよく飛ぶので、[redacted]が[redacted]に貸してという。[redacted]ははっきりと断れないでいたのを[redacted]が見て、いやならはっきりと断った方がいいとアドバイスをした。下校時に[redacted]が集合場所に歩いていると、後ろから[redacted]が来て「なんか言ったやろ」と言われた。[redacted]が「え、何のこと」と返すと、[redacted]はそのまま行ってしまった。

【服装の件について】

[redacted]から「いいな２人は可愛い服を着られて」と言われる。[redacted]は返す言葉に困ったが、[redacted]は「[redacted]ちゃんの服も私は好きよ、お母さんもそういうの着ているし」 と答えた。服装についてその他でバカにしたことはない。

【スキー教室について】

この件について、[redacted]は、それは悪かったと思う、その時も悪かったと後悔し、お母さんに伝えたと思う。 [redacted]も悪かったと思っている。

【その他について】

色々と言われているみたいだけど、何が悪いのかが分からない。話がしたいけどできない。手紙を二人で相談して書いて謝ったけど、それに返事がないので、どうなのかどうしたらいいか分からない。会って聞きたい。

学校のタブレットを[redacted]に貸し出すことは出来ないですか、と言う。できると答えると、それでもいいから話したいと言う。

28. [redacted]学担は、同日（２月２４日）頃までに、[redacted]学担が[redacted]及び[redacted]やクラスメイトから本件事案に関連する事項を聞き取った内容をまとめた報告書を作成した（ただし、それぞれの聞き取った内容がいつ聴取した記録に基づくのかなどについては、[redacted]学担自身記憶に乏しく当委員会による調査の時点でも判然としなかった。）。同報告書には、「児童に聞いたこと（[redacted]の父からの文書にある事柄）」が左欄に記載され、それに対応する形で右欄に「聞き取ったこと」が記載されており、概要以下の記載がなされている。

【話しているところに話しかけに行くと、「密だから」と避けられる。】

[redacted] 覚えがない

[redacted] 言っていない

【近づくと避けられる】

（回答につき空欄）

【体の特徴をからかわれる（O脚、背が低い）】

[redacted] O脚は、前日に自分が母親から言われて、「母から言われたんよ」と他の女子に話した。

[redacted] O脚については、詳しく覚えていない。背については、測定した後に「何ｃｍやった？」「〇〇ｃｍやった」みたいな話はしていると思う。

【こそこそ話をされ、くすくす笑われる】

（回答につき空欄）

【他の同級生には教科書、副教材を配るが、本人（[redacted]）にのみ配られない】

（以前校長室で２家庭と話した際、[redacted]の母親から聞いている。[redacted]曰く）「いつの日かははっきり分からないが、机の中に入っていたかなんかで、そもそも（[redacted]の）地図帳は棚に無かったから配っていないと思う。棚に地図帳があったら配ってあげているはずだと思う。

【様々な活動一緒の班や組になると嫌そうにため息をつく。他の班、組がよかったと言う】

[redacted]　思ったことはあるが、口には出していない。

【遊びの中で順番を飛ばす、順番を奪う】

[redacted]　間違いは何度もあったので謝った。

【読んでいる本をバカにされる】

（回答につき空欄）

【嫌なことを言われる「([redacted]が進学を希望している）[redacted]は汚いからいやだ」】

[redacted]　汚いから行かないのではなく、興味がないので行かない。「茶色っぽいよね」と言ったら、[redacted]は「中身はきれいだよ。」と言った。私は、ちょっと汚れていると言ったかも。

[redacted]　[redacted]の話はしたと思うが、詳しく覚えていない。

【自分たちが叱られるのは本人（[redacted]）が先生に告げ口しているからだ、とトイレ内で陰口を言っていた】

（回答につき空欄）

【ある男子に「[redacted]さんはあなたに好意がある」という事実と異なる内容を伝えられる（[redacted]さん)】

（回答につき空欄）

【服が地味、と言われる】

（回答につき空欄）

【事あるごとに指図、命令される。「板書のマーカーが細くて読みづらいから書き直して」など】

（回答につき空欄）

【誕生日メッセージ（男子分）が書いてある手紙が破られた状態で渡された（重ねた上で破いた跡があった。誰がやったかは不明)】

[redacted]　きれいだったと思う。

[redacted]　折り紙を折ってアイスクリームの形に折っていたが、破れたような気がする

[redacted]　手紙を封筒に入れる時に破れてしまった。

[redacted]　家で手紙を書いた後、机の上に置いておくと、弟たちが引っ張り合いのようにしていて破れてしまった。

【遠足でのお菓子交換の時間にクラス全員から交換を断られる】

[redacted]　[redacted]さんから「しよう」と言われたかもしれないが、覚えていない。

[redacted]　男子とだけしたと思う。

[redacted]　[redacted]のおやつがクッキーで、私の気分はクッキーではなかった。また、[redacted]家ではお菓子は食べさせてくれないので、おやつ交換に応じていいのか分からないので、交換しなかった。

[redacted]　おやつ交換していいのか分からないが、交換した。ハイチュウをあげたが、何をもらったかは覚えていない。

【スキー教室について】

[redacted]・[redacted]　当時の６年生（聴き取り時中学１年生）[redacted]が「３人でリフトに乗ろう」と言ってリフトに乗る約束をした。[redacted]から「乗ろう」と誘われたが、先に約束していたので、一緒に乗らなかった。

29. 同年２月２４日、本件小学校では臨時保護者会を開催し（１２家庭１５名の保護者が出席。[redacted]の保護者は仕事の繁忙期のため欠席)、出席者に対して、[redacted]が令和２年１１月１６日から本件小学校を欠席していることが説明され、学校だよりにも氏名等は記載しないが一人の児童が欠席していること及びその理由（仲間外しなど）などを記載して発行することが提案されたが、出席していた保護者から反対意見が出された。

30. 同年２月２５日、[redacted]校長より、[redacted]の父に対して電話で、前日の同月２４日に行われた臨時保護者会で行われたやり取りについて報告がなされた。

31. 同年３月３日、本件児童らと同学年の児童の家庭の内 [redacted]の家庭を除く全家庭の保護者（[redacted]の父、[redacted]の両親、[redacted]の父、[redacted]の母、[redacted]の母、[redacted]の母）が、 本件教育委員会において、[redacted]指導員、[redacted]班長、生涯学習班・社会教育指導員 [redacted]氏（以下、「[redacted]指導員」という）らと面談をした。

32. 同年３月８日、[redacted]の父、[redacted]の両親、[redacted]の両親、[redacted]指導員、[redacted]校長、[redacted]教頭、[redacted]学担、で話し合いが持たれた。

過去のいじめ行為の有無については、主たる議題とはされず、もっぱら今後の [redacted]の登校再開（特に卒業式への出席）に向けての話題が主だった。

学校だよりの発出も話題にのぼり、[redacted]の父は、今後学校がいじめの再発防止に最善を尽くすと約束することを条件に、 臨時の学校だよりを発出しないことを了承した。

33. 同年３月１１日、[redacted]の父は、[redacted]の弟を本件小学校に迎えに来た際に、[redacted]学担に対して、[redacted]は卒業式まで出席しないことにしたと伝えた。

また、同日、[redacted]の父から、[redacted]校長に対して電話で、誕生日にクラスメイトから渡されるメッセージカードのうち、男子３人からもらった分が重ねると同じように破れていることが伝えられた。その後、[redacted]はそれらの手紙を捨てた。

34. 同年３月下旬（詳細な日付は不明）、[redacted]の父は、本件小学校から、学校が行った調査の結果報告を口頭で受け、受けたいじめ行為のそれぞれについて、[redacted]及び[redacted]やその他の在校生からどのような回答があったかの説明を受けた。

また、[redacted]の父は、重大事態の報告書には、被害児童の保護者の所見が添えられて首長に提出されることになっているため、正式な報告書が完成し次第、[redacted]の父に提供してもらうよう依頼した。

35. 同年３月３０日、本件小学校によってそれまでの調査結果を踏まえた「[redacted]小児童に関する報告書」が作成された。

同報告書は、原案を[redacted]学担が作成し、[redacted]校長も確認した上で完成された。

同報告書には、「いじめの事実関係」という項目で、[redacted]の父から申し出のあったいじめ行為ごとに、調査の結果に触れた上で、まとめとして、「[redacted]さん（[redacted]のこと）が一定の人間関係の中で心身の苦痛を感じており、「いじめ」があったと言える。ただし、[redacted]さんと他の児童の認識が大きく違っており、ほとんどの事案で事実は分からなかった。１１月１６日（月）から３月２４日（水）の卒業まで欠席した本事案は、いじめの重大調査に関するガイドラインにある目安の３０日以上の欠席であるという点から重大事態に当てはまる。」と記載されている。

また、「いじめ再発防止に向けて」という項目において、 保護者との連携、全教職員間での細かな情報の共有、情報の引継ぎ、欠席理由の説明、などについて反省や改善すべき点に触れられている。

同報告書（令和３年３月３０日付）は、作成日付頃に本件教育委員会に提出された（正確な受理日は不明）が、その後、教育委員会を経由して地方公共団体の長へいつの時点で重大事態発生の旨が報告されたかについて、[redacted]教育長は、「町長への報告は、２０２１年７月１５日付で、…（中略）…「教育長の報告書」として報告した」とのことである。

36. 同年３月３１日、本件児童らは、本件小学校を卒業した。

本件児童らは、本件事案について「いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援」や「いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言」がどのように行われたかを認識することなく、卒業を迎えた。

37. 本件小学校から進学先の[redacted]中学校（以下、「本件中学校」という）への引継ぎは、教諭同士、教頭同士、校長同士、のそれぞれで行われた。

38. まず、教諭同士の引継ぎは、入学の前年度に本件中学校から各小学校に引継ぎのための書式が事前に配布され、各小学校の６年生の担任教諭が同書式の各児童の欄に記入した書類をもとにして行われる。引継ぎ会は、本件中学校で開催され、当日は、本件中学校の複数の職員がそれぞれ本件中学校へ進学してくる各小学校のいずれかの担当に決まっており、その担当職員に向けて各小学校の教諭が引継ぎのための説明を行う。

本件児童らに関する引継ぎが実施された詳細な日付は不明（小学校の卒業式よりも後の日付と思われる）であるが、[redacted]学担は、本件中学校で行われた引継ぎ会に本件小学校の担当者として出席した。上記の引継ぎのための資料には、[redacted]に関しては、「生徒指導上の留意点」の欄に「女子同士の関係、欠席８６日（うち情緒的不安７１日間)」と、[redacted]及び[redacted]に関しては、同欄に「女子同士の関係」とのみ記入して、本件中学校の担当者へ引き継いだ。その上で、口頭で、[redacted]が１１月１６日から卒業まで欠席したこと、本件児童らの人間関係がうまくいっていないこと、そのため、女子の関係については十分配慮して欲しいという趣旨のことを説明した。その他に、[redacted]学担を通じて本件事案に関する引継ぎのために本件中学校に交付された資料はない。

39. 小学校と中学校の教頭同士の引継ぎも本件児童らが中学校に入学する前の春休み中に行われ、[redacted]教頭から 本件中学校の教頭に対して、本件児童らの間に生じた問題について説明し、「そのまま中学校に上がっていくので」ということなどが口頭で説明されて引継ぎが行われた。

同様に、校長同士の引継ぎも口頭で行われ、本件事案に関する説明が [redacted]校長から本件中学校校長に対して行われたが、資料は引き継がれていない。

40. 同年４月１日、本件児童らは、３人とも本件中学校へ入学した。本件中学校は、[redacted]所在の公立中学校で、町内の公立小学校である [redacted]小学校、[redacted]小学校、[redacted]小学校、[redacted]小学校、本件小学校を卒業した児童らが進学する。

１学年概ね３０名程度で、単式学級を採用し、本件児童らの学年は１クラスであったため、本件児童らは、３人とも同一の学級に在籍することとなった。

41. 本件児童らが 中学１年生時の１学期に実施された集団宿泊活動（国立大洲青少年交流の家）での係会の際に、[redacted]と [redacted]（以下、「[redacted]」という）が、[redacted]に限らず誰かが発言しているときに聞く態度が悪く、それに気づいた担任の [redacted]教諭（以下、「[redacted]学担」という）が [redacted]と[redacted]に指導したことがあった。

その他の場面では、同じ班であった [redacted]と [redacted]（以下、「[redacted]」という）との関係が悪いように感じた [redacted]学担が、双方に話を聞いたところ、[redacted]は「[redacted]が勝手に行動することが多い」と話し、[redacted]は「マウンテンバイクで競った時に私が勝ったくらいから様子がおかしい」と話した。

[redacted]学担は、[redacted]が、[redacted]に限らず他の者に対しても目つきが悪かったり、態度が良くなかったりすることなどがあり 、日ごろから意識して注意して見ていた。

（その他にも、[redacted]の回答によると、

・集団宿泊活動のオリエンテーリングで移動している際に同じ班の二人(内一人は [redacted])から [redacted]が置いて行かれることがあった

・集団宿泊活動の夜、[redacted]の部屋に [redacted]や他の生徒たちが集まってきていて、[redacted]が部屋を出ようとすると、[redacted]から「移動していい時間じゃないでしょ」と言われた

・１学期中に、学級目標の標語を選ぶ際に、[redacted]のものが選ばれなかったときに[redacted]から、「ざまあみろ」と言われた

・[redacted]が[redacted]（以下、「[redacted]」という）と２人で話していると、他の女子から「[redacted]さんちょっとこっち来て」というようなことを言われて、[redacted]から[redacted]を引き離そうとされた

・中学校に入学した当初、[redacted]は[redacted]や[redacted]と仲が良かったが、だんだん二人から攻撃的なことを言われるようになった。そのように態度が変わったのは、[redacted]の影響があると[redacted]は考えている

・[redacted]は、クラスメイトから「[redacted]」や「[redacted]ちゃん」と呼ばれていたが、ある時に[redacted]がみんなの前で「[redacted]さん」と呼んでみんなに笑われたことがあったなどのことがあったとの記憶である。）

なお、同年４月から９月に毎月一度行われていたいじめアンケート（「学校生活を明るくする調査（生徒用）」）では、[redacted]は、「あなたは、いじめられたと感じたことがありましたか」との問いに対し、全ての回のアンケートに対して「ない」と回答していた。

また、同年６月に実施された保護者への「『家庭で気になること』の調査（保護者用）」というアンケートでは、[redacted]の保護者は「明らかに元気がない」に「〇」を付して提出していた。

42. [redacted]は、[redacted]学担に対して、中学校入学後のことだけでなく小学校在籍時のことなども相談するなどし、[redacted]学担も[redacted]からなされた相談に対してその都度対応していた。

本件小学校在籍時の本件児童らの関係に関する話が、本件中学校の同級生らの間にも、中学校入学前から噂（詳細な内容は不明である）として流れていたようであり、一部の同級生にはその影響があったものと思われ、[redacted]は中学校入学以降の友人関係の構築に苦慮する部分があった。

実際に、他の生徒の[redacted]への態度が悪いことに[redacted]学担が気づいた時などには、その都度[redacted]学担による指導が行われたこもあったが、それらの態度は[redacted]のみに対するものではなかった。

43. 令和３年６月１６日、本件中学校の教頭、[redacted]学担、[redacted]指導員らで[redacted]に関する情報交換が行われた。

この場では、[redacted]指導員に対して[redacted]学担や教頭から、本件中学校での[redacted]の様子などが伝えられた。

44. 同年６月２２日、[redacted]の父は、本件中学校を訪れ、[redacted]学担、[redacted]教諭、本件中学校 校長、教頭、学年主任教諭、生徒指導教諭ら（少なくともこの６名）と面談を行い、[redacted]から聞いた本件中学校に入ってからの集団宿泊活動でのできごとや本件小学校から本件中学校へどのように引継ぎがなされたかなどについて話をした。

45. [redacted]は、「[redacted]学校から抜け出したい」と思い、保護者に相談したところ「[redacted]に転校してもいい」と言われて転校を決め、同年９月２６日の出席を最後に、本件中学校から転校した。

46. 教育長作成の報告書は、令和３年７月１５日以降、何度か改定を重ねて町長へ提出されている。

47. 同年１１月頃以降、本件に関して第三者委員会を設置するか否かの話が出始め、何度か方針に変更はあったものの、最終的には令和４年２月頃、第三者委員会を設置することの方向性が定まった。

令和５年２月８日、教育長をはじめとする本件教育委員会職員から、[redacted]の父に対して、第三者委員会の調査を行うに際しての６項目の説明等が行われた（なお、同年４月２１日に実施された当委員会から[redacted]の父に対するヒアリングの際にも再度６項目の説明は実施した）。

第５ 当委員会の判断

１ 小学校において「いじめ」があったか（「いじめ」該当性）

⑴ 「いじめ」の定義について

学校や設置者をはじめとする学校関係機関に対していじめに係る諸々の措置をとることを義務付ける端緒となる、いじめ防止対策推進法２条第１項に規定されている「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされている。

同定義は、同法の目的（法１条）にも定められているように、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。」（同法１条）ことから、行為を受けた児童の主観面への影響に軸を置いて判断することにより広く「いじめ」として認知し、学校や設置者に対応を促すものとなっている。

そのため、日常用語でいう「いじめ」は「自分より弱い者に対して、一方的に身体的・心理的攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」（広辞苑）などとして一般的に広く認識（イメージ）されている意味とはその範囲を異にする 状態となっている。

このように、「いじめ」という用語は、用いる場面や意図によってその意味が異なり得る多義的なものとなっているが、本報告書で用いる「いじめ」は、全ていじめ防止対

策推進法２条１項の定義に言う「いじめ」を指すことを確認しておく。

⑵「いじめ」の認定

ア　スキー教室でリフトに同乗することを断られたことについて

本件行為は、令和２年１月１４日のスキー教室において、[redacted]が、同じ学級に在籍する[redacted]、[redacted]及び[redacted]に対して、リフトに一緒に乗りたいと申し出たにもかかわらず断られ、スキー教室が行われている間、一度も同乗することがなかったというもので、当該行為は[redacted]に対して心理的影響を与える行為であり、[redacted]が同行為によって心身の苦痛を感じたと認められる。

したがって、本件行為は、法第２条１項の「いじめ」に該当する。

イ　遠足でのおやつもかかわらずおやつがないなどと言っておやつ交換を複数人から断られたというもので、当該行為は[redacted]に対して心理的影響を与える行為であり、[redacted]は、当該行為を辛く感じたり、悔しいと感じたとのことであるため、当該行為によって[redacted]は心身の苦痛を感じたと認められる。

したがって、本件行為は、法第２条１項の「いじめ」に該当する。

ウ　その他の行為について

概ね６年生の１学期から２学期頃に、[redacted]が[redacted]及び[redacted]からされたこととして、令和２年１２月から令和３年１月頃に[redacted]の保護者が[redacted]から聞き取った以下の複数の事実については、その当時[redacted]が保護者にそのような内容の話を申告していることや、当委員会から[redacted]への文書による聴取の回答においても[redacted]がそのような事実があったということを概ね認める趣旨の回答を行っていることから、同事実関係を[redacted]において認識し、そのことを辛く感じていたであろうことは推測しうる一方で、その多くの事実において[redacted]もいつ頃の出来事だったかの具体的な時期や具体的な内容については当委員会による調査の時点では明確に述べておらず、また、[redacted]及び[redacted]も当委員会による調査に対して、そのほとんどについて否定するかあるいは数年前のことで明確に記憶していないとのことであったため、以下の事実の存否について当委員会の調査では確定することはできなかった。

一方で、[redacted]及び[redacted]が、[redacted]に対して好意的でない感情を持っており、また、小学６年生１学期から２学期にかけては、[redacted]学担による指導が本件事案の解決に有効な内容でなかったことなどの事情が、本件児童らの関係の悪化に影響を与えた可能性が高いと考えられる。

後述する通り、これらの事実関係についても、適切な時期に本件児童ら及びクラスメイトの児童らに対して綿密な聴取を行っていれば一定の事実関係については明らかになっていた可能性は否定できない。

・[redacted]と[redacted]が話しているところに、[redacted]が話しかけに行くと二人に「密だから」と避けられた

・[redacted]が[redacted]と[redacted]に近づくと避けられた

・[redacted]と[redacted]から、[redacted]の体の特徴をからかわれた（O脚、背が低い）
・[redacted]と[redacted]から（指をさされ）こそこそ話をされ、くすくす笑われる
・他の同級生には教科書、副教材を配るが、[redacted]と[redacted]が[redacted]にのみそれらを配らない
・様々な活動で一緒の班や組になると、[redacted]と[redacted]が嫌そうに溜息をつき他の班、組が良かったと言う
・[redacted]と[redacted]が遊びの中で[redacted]の順番を飛ばす、順番を奪う
・[redacted]と[redacted]が、[redacted]が読んでいる本を気持ち悪いとバカにする
・「([redacted]が進学を希望している）[redacted]は汚いからいやだ」と[redacted]と[redacted]に言われた
・「(ある男子に）[redacted]はあなたに好意がある」という事実と異なる内容を[redacted]から伝えられた
・[redacted]と[redacted]が、「自分たちが叱られるのは[redacted]が先生に告げ口しているからだ」と言っているのが聞こえた（トイレ内での陰口）
・[redacted]と[redacted]から、「服が地味」と言われた
・[redacted]と[redacted]から「板書のマーカーが細くて読みづらいから書き直して」と指図、命令された
・誕生日のメッセージ（男子分）が書いてある紙が破られた状態で渡された
・行事「鬼の金剛」の際に無視され、置き去りにされた ）

⑶ 本件事案に至った背景

上記ウのように、一つ一つの事実関係について認定できずとも、[redacted]及び[redacted]と[redacted]との関係の悪化が６年生になって加速度的に増加した背景には、[redacted]校長からの指示により、[redacted]学担が、[redacted]が一人でいる状況を見つけるたびに、[redacted]及び[redacted]に「一人にしないこと」を内容とする指導を繰り返し、三者のみで状況を改善させる指導をしたことで本件児童らの負担が大きくなり、本件児童らの心情や状態への配慮も不足していたことから、本件の解決に有効な指導内容でなかったことを背景要因として挙げることができる。

また、[redacted]の家庭の食物等についてのルールが他の家庭のルールと異なることについて、[redacted]や[redacted]の兄弟が、[redacted]家では避けている食物を食べて、[redacted]の保護者から強い口調で注意をされたり、禁止されている場面を目撃している子どもや保護者もいる。そのことを、おやつ交換を他の児童が断った背景として挙げる者もいる。たしかに、[redacted]の家庭のルールのことを考えると交換をしてよいか児童らがためらった可能性は否定できないが、[redacted]の家庭のルールも遠足でのおやつ交換の実施も[redacted]たちが６年生の時に初めて始まったものではなく、５年生時までの遠足で同様の事態は生じていなかったこととの整合性がないため、[redacted]の家庭のルールがおやつ交換を複数の児童が断ったことの直接の主要な要因になっているとは言い切れない。

２　小学校時の欠席の「重大事態」該当性

⑴　本件で問題となる「重大事態」の定義について

不登校「重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」をいう（法２８条１項２号）とされている。

上記定義の内、「相当の期間」は、年間３０日を目安とする、とされている（いじめの防止等のための基本的な方針　（以下、「基本方針」という）３２頁)。

また、ここにいう「認める」とは「考える」ないし「判断する」の意であり、事実として「確認する」「肯認する」といった意味ではない。よって、学校又は設置者が、いじめがあったと確認したりいじめと重大被害の間の因果関係を肯定したりしていなくとも、法２８条以下に定めた対応が必要となる場合がある（不登校重大事態に係る調査の指針２頁)。

⑵　「重大事態」該当性

まず、欠席の日数については、[redacted]は、令和２年１１月１６日から欠席を開始し、卒業まで登校を再開することはなかったが、 令和３年１月８日の欠席をもって ３０日間連続して欠席したこととなる。

次に、上記３０日間の欠席が「いじめにより」生じたと言えるかについてであるが、当委員会の調査では、[redacted]が前項で認定した「いじめ」以外を理由にして本件小学校を長期欠席したと考えられる事情は見当たらず、「いじめにより」３０日間を超える欠席に至ったと認められる。

以上より、本件事案は少なくとも令和３年１月８日の欠席をもって「重大事態」に至ったものと認められる。

なお、令和２年１２月１日、[redacted]指導員と[redacted]校長が面談をした際に、[redacted]校長が、「学校としては、現状ではいじめと判断できないため、クラスメイトに対しても『体調が優れないから休んでいる』と伝える」、すなわち、学校としては「いじめ」や「重大事態」を前提とした対応を行わないとの趣旨とも思われる発言があったが、学校が「いじめ」や「重大事態」の存在を確認した上で法２３条以下、法２８条以下の措置をとるものではなく、⑴に記載したように、そのような事態が考えられることを前提にこれらの措置を採らなければならない。本件小学校側の対応についてはこの点に関する誤認があったものと推測される。

３　中学校進学後の出来事について

⑴　中学校時の事案については、小学校時の事案とは独立した別個の事案として扱う場合には、法２３条１項の「いじめの通報」があったものとして、一次的には法２３条２項により学校が事実確認を行うべきこととなる。しかしながら、当委員会は小学校時の事案を調査する法２８条に基づく委員会である。

したがって、本報告書では、中学校時の事案については、小学校時の事案が継続（すなわち、[redacted]及び[redacted]からの指示、影響に基づいて発生した事象か否か）していたと評価されるものか否かの評価にとどめ、その上で、[redacted]や[redacted]の父から相談を受けていた本件中学校の対応の妥当性を評価する。

⑵　本件児童らは、全員が本件中学校に進学をした。進学をした後は、一学年は一学級で、本件児童らを含めてクラス全員で３１名、女子児童が２０名となった。

小学校時には、同学年の児童は６名、内女子児童は本件児童らのみの３名であったため、この時の状況とは大きく異なるに至った。それゆえに、本件児童らは否が応でも関わらざるを得なかった小学校時代とは異なり、中学校進学後は、関係が悪化しないようにお互い距離を取ることもできるようになった。

たしかに、中学１年時の集団宿泊活動の行事の際などに、[redacted]と他の生徒との間で問題があり、担任の[redacted]学担が両者から話を聞き介入したことがあったようであるが、これらの事案に対する[redacted]及び[redacted]の関与が積極的に認められる事実関係は少なくとも当委員会の行った調査によっては判明しなかった。

また、[redacted]及び他の生徒が[redacted]の話をあまり聞いておらず[redacted]学担が注意をしたことがあったが、これも[redacted]だけの話を聞いていなかったわけではなくそれ以外の他の生徒の話も聞いていなかったものであり、[redacted]を対象とした事案ではない。[redacted]についても、[redacted]学担としては[redacted]に対してだけに限定せず[redacted]は目つきが悪いとか、感じが悪いことがあり、注意して見ていたということである。

したがって、上記の[redacted]及び[redacted]の行為は、[redacted]を対象とした行為であったと言い切れず、本件児童らの間に小学校時に生じていた状態、関係性が中学校進学後も 同様に継続していたとまでは認められない。

ただし、本件児童らは、小学校時の問題がどのような結果となり終わったのか（すなわち、調査の結果「いじめ」があることとなったのか、ないこととなったのか、また、本件小学校から双方に対してどのような支援、指導などがなされたのか）などについて、本件小学校や本件教育委員会から何も聞かされておらず、そのためお互いに今後どのような関り方をすればよいのか、などについては何らヒントを得ないまま中学校生活がスタートしたものと思われ、そのような場合に[redacted]がクラスでの過ごしにくさを感じていたであろうことは推認することができ、このことは後述する本件小学校及び本件教育委員会の対応（事実確認及び調査を行った上での、支援、指導、助言）の不十分さに起因するものといえる。

第６ 学校及び設置者の対応に対する評価

１ 小学校に求められる措置及び本件対応に対する評価

⑴ いじめ認知時の対応に関して

ア　小学校に求められる措置

学校の教職員が、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげるとともに、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しなければならない（基本方針３０頁）。

また、「令和２年度[redacted]小学校いじめ防止基本方針」（以下、「[redacted]小基本方針」という）では、「教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」（①）へ報告し、その情報を共有する。」とされており、「いじめ防止対策委員会」とは、⑴【校内】管理職、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、教諭、⑵【家庭地域等】ＰＴＡ、民生児童委員、学校評議員、公民館、⑶【外部専門家】支援センター、弁護士、所轄警察署、を指すとされている。

イ　本件対応に対する評価

本件において、[redacted]の保護者から、１１月１６日に[redacted]の欠席が始まって以降どの時点で「いじめ」による欠席であることが明確に伝えられたかは判然としない部分があるが、遅くとも１１月２６日の[redacted]の父との面談において明確に「いじめ行為があるため今後小学校には登校しない、と本人が言っている」 ことが[redacted]学担、[redacted]校長、[redacted]教頭に対して伝えられた。

その後、校内においては、会議等で情報の共有を図ったようではあるが、どの程度の情報を共有したかなどについては詳細な記録が作成されておらず不明である。そして、本件小学校から当委員会に提出された記録からすると、[redacted]の欠席が始まった令和２年１１月１６日以降の対応記録については、「１２月１７日までの記録は残っていない」とのことであり、上記基本方針の示す「学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しなければならない」という要請を充たすことができていない。

また、当委員会の行った調査によると、本件事案の発生が上記の⑵【家庭地域等】に対して情報共有された事実は見当たらず、この点でも[redacted]小基本方針の要請を充たしていない。

さらに、⑶【外部専門家】については、平時から即時に相談等ができる体制が整っていなかったものと思われ、これらの外部専門家を本件事案において活用された事実は認められない。また、外部専門家の選出については、本件教育委員会としては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しているが、派遣は基本的に中学校への派遣を主としているという認識があったため、体制に活用するという前提がなかった。

⑵　重大事態を見据えた対応について

ア　小学校に求められる措置

法にいう不登校「重大事態」は、年間３０日の欠席を目安とすることとされているが、

児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である、とされている。また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとされている（基本方針３２頁）。

イ　本件対応に対する評価

本件では、[redacted]が令和２年１１月１６日に欠席を開始し 、同月２６日の個別面談において明確に「いじめ行為があるため今後小学校には登校しない」ことが [redacted]の父から通告されたため、この時点で、相当期間欠席が継続する可能性が格段に高まったと言える。

確かに、[redacted]校長は、上記２６日の [redacted]の父からの通告を受けて、翌２７日に本件教育委員会 [redacted]班長に情報共有は行ったものの、それ以降の具体的な調査の方針をたてて調査に着手することはせず、むしろ同年１２月１６日に [redacted]の母と [redacted]の母との間の会話で学校の対応（具体的には [redacted]の欠席理由の共有など）の不十分さが発覚するまでの間に積極的な措置を何らとっていない。

このように、１１月２６日以降は、 法２３条により求められる「いじめ」に関する措置と法２８条により求められる「重大事態」への対応の双方を意識して調査の準備等を行う事が求められたが、そのような対応が行われていない。

⑶　事実確認の実施について

ア　小学校に求められる措置

児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置（以下、「事実確認」という）を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告しなければならない（法２３条２項）。

この事実確認を行う際には、学校いじめ対策組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴きとり、いじめの事実の有無の確認を行い、その結果を校長が責任をもって設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡するべきとされている（基本的方針の別添２「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」（以 下、「ポイント」と いう） ５頁）。

イ　本件対応に対する評価

令和２年１１月２６日に、[redacted]の父からいじめ行為による欠席である旨が本件小学校に伝えられた後も、いじめ対策組織としてどのような計画で誰から聴取を行うかということが決定されていない。

まず、第一の問題として、本件小学校にこの間の記録が残っていないため判然としない点はあるが、１１月２６日に上記の事態に至った後も、小学校は１２月１８日に至るまで事実確認等に向けた動きを何らとっていない。法２３条２項には「速やかに」事実確認を行うこととされていることに反すると指摘せざるを得ない。

次に、第二の問題として、時期はともかくとして、通常であれば、まずはいじめを受けたと訴える　から、どのようないじめ行為を受けたのかについて詳細に聴き取るべきであると思われるが、本件小学校は　本人からの聴き取りは時期を問わず行っていない（この点について、学校の教員らは　への聴き取りを行おうにも　の保護者から拒否されたあるいは非協力的な態度であったためにできなかった、かのように述べるが、そのような申出を学校側から行った事実は少なくとも当委員会が行った調査記録からは認められず、他方で、　の父は、同年１２月２４日には　校長に対して幼稚園の時の先生などに　の話を聞いてもらえたらと思っていると話したことが本件小学校側の記録にも残っていることなどから、　への聴き取りを　の保護者が拒んでいたとは認められない）。

　側のいじめに関する訴えが記載された文書としては、　の父が作成した「いじめ嫌がらせ行為の時系列」があるが、これが学校に提出されたのは令和３年１月１８日のことである。

一方で、　及び　やその他のクラスメイトに対して行われた聴き取りは、令和３年１月２５日から２７日にかけて、　のクラスメイトに対して「令和２年度心のアンケート」をもとにした面談での聴き取り（ただし、この面談は　の件をうけて臨時で行われたものではなく定期に行われているもの）を行ったほか、同年２月２４日に、　及び　から、保健室において、　教頭及び　養護教諭が聴き取りを行ったというものである（ただし、この聴き取りも、　及び　の方から話を聞いてほしいという要望が出され、これに応じて実施されたもので、学校側から場を設けて聴き取りを行ったものではない）。それ以前には、　教頭から　のクラスメイトに対して休み時間などに　が休んでいることについての「気持ち」が聴かれたにとどまり、　が訴えているいじめについての事実に関する確認には及ばなかった。

このように、本来は、「いじめ」の定義が被害を受けた側の心理面を中心に構成されている以上、まずは「いじめ」を訴えている側の話を慎重に聴き取った上で、それに対応させる形で行為を行なった側からも事情を聴きとるべきであり、これらの一連の聴き取りを組織的に協議の上で決定して計画的に行うべきであるところ、本件においては、　の側からは直接の聴取に至っていないばかりか　及び　やクラスメイトに対しても、計画的な聴取が行われたとは評価できない。何よりも、１１月２６日に前記のような事態に至ったにもかかわらず、１２月中には児童らに対して何ら正式な聴き取りを行っておらず、聴取を行ったことが記録上初めて確認できるのは、年が明けた令和３年１月２５日頃とのことであるから遅きに失する。

後述するように、時系列として後に続く「いじめを受けた児童等及び保護者への支援、いじめを行った児童等及び保護者への指導及び助言」（法２３条３項）は、言うまでもなくこの事実確認を尽くして得られた結果を前提にして行われるべきものであり、本件において後に続く対応が功を奏しなかった根本の原因は、この事実確認が不十分であったことに起因していると考えられる。

⑷　児童及び保護者への支援、指導及び助言

ア　小学校に求められる措置

事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行わなければならない（法２３条３項）。

イ　本件対応に対する評価

本来であれば、上記のように、まず適切に事実確認を行い、「いじめ」の事実の有無を明確にした上で 、その調査結果に基づいてそれぞれの保護者への支援や助言を行っていくべきであるが、本件では、適時の事実確認が行われず「いじめ」の有無について曖昧な状態のまま各保護者への対応を続けた結果、 適切な支援、指導、助言ができず、さらには各保護者から学校への不信につながっていったものと考えられる。

⑸　保護者間での情報共有

ア　小学校に求められる措置

上記の支援または指導もしくは助言を行う際には、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置等を講ずるものとする（法２３条５項）。

イ　本件対応に対する評価

本件においては、令和２年１１月２８日に、[redacted]の保護者から欠席理由を「いじめ」によるものと説明して欲しい、他の児童の保護者から問い合わせがあった時には隠さずに説明して欲しいという希望が伝えられていた。

しかしながら、本件小学校は、現状ではいじめと判断できないということを理由にして、同年１２月中旬頃に、[redacted]の母から、「[redacted]の欠席理由は[redacted]らによるいじめが原因であるのか」との問い合わせに対して、いじめによる欠席であることを否定した。

自らの子がいじめを行った児童とする旨の申し出があることを伏せたまま、その先の情報共有ができるはずもなく、上記の本件小学校の対応は不適切であったと言わざるを得ない。

なお、既に述べたように適時の事実確認を怠っている状況下において、「現状ではいじめと判断できない」ことはその理由にはならない。

⑹　重大事態発生の報告

ア　小学校に求められる措置

学校は、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、町長に報告（法３０条１項）することとされており、当該報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」（基本方針）行うものとされているが、不登校重大事態の場合は７日以内に行うことが望ましい（不登校重大事態に係る調査の指針３頁）とされている。

イ　本件対応に対する評価

当委員会の調査によると、本件において、本件小学校として、明確に「重大事態に当たること」を認めた記述が認められる記録は、令和３年３月３０日付の「[redacted]小児童に関する報告書」が初めてであり、同報告書は、本件教育委員会に対して提出されたとのことである。

しかしながら、既に述べたように、本件事案は、少なくとも令和３年１月８日には「重大事態」に至ったものと認められ、同日から初日を算入せずに７日以内とすると同年１月１５日までに、重大事態が発生した旨を本件教育委員会に対して報告すべきであった。

したがって、本件小学校における本件対応は上記法３０条１項、登校重大事態に係る調査指針に反していると認められる。

⑺　中学校への引継ぎについて

ア　小学校に求められる措置

本件のように、当該事案に関連する当事者児童らが小学校から中学校へ共に進学する場合の引継ぎに際して、どのような措置をとるべきかの詳細なガイドライン等の規定は見当たらないが、少なくとも小学校においてどのような事案が発生し、それに対して学校・教育委員会の行った対応はどのようなものであったか、その対応を踏まえて小学校卒業時点での児童らの関係性がどのようなものになったか、進学後にも注意すべき点、などについて中学校進学後に同様の事態が再発することを防止するのに必要な程度に情報、資料を引き継ぐことが重要であると考えられる。

イ　本件対応に対する評価

[redacted]学担による引継ぎでは、引き継がれた資料には[redacted]及び[redacted]の欄には「生徒指導上の留意点」の欄に「女子同士の関係」と記載されるのみ、[redacted]の同欄には「女子同士の関係、欠席８６日（うち情緒的不安７１日間)」と記載されるのみで、「いじめ」や「重大事態」の文言を用いた記載はされていない。口頭で補足しながら詳細に説明を行ったとのことではあるが、[redacted]学担自身もどの程度詳細な事案にまで言及したかは記憶にないと述べている。

また、[redacted]教頭も本件中学校の教頭に対して、本件事案に関して特に説明を行うための引継ぎの機会を持ったとのことであるが、[redacted]学担同様、説明は口頭でなされたのみであった。

[redacted]校長から本件中学校の校長に対しては、令和３年３月２９日付の「[redacted]小児童に関する引継ぎ」と題する文書が引き継がれ、同文書には[redacted]の父作成のいじめ嫌がらせ行為の時系列に記載された事実関係に対応した[redacted]及び[redacted]やクラスメイトの言い分が記載されていた。

口頭のみでの引継ぎとなる場合には、どのような事実を伝えたか、また、その事実がどの程度正確に伝わったかが不明となる。

特に、引継ぎを受ける中学校側の担当者が、実際に次年度当該児童らの担任等をする者

とも限らないため、複数の人を介して伝わる場合にはその正確性が担保されないおそれがある。

実際に、引継ぎを他の教諭を介して間接的に受けた側の[redacted]学担は、「([redacted]について）引継ぎから受けたイメージと実際にある空気感とか、実際に会ったときのイメージが全然違うなと思った」と述べるなど、引継ぎから受けた本件児童らの印象と実際の印象に乖離があったと述べている。

⑻　記録について

ア　小学校に求められる措置

いじめに対する措置に当たる各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある（基本方針３０頁）。

また、不登校重大事態に係る調査指針では、「調査を終えた時点で、調査を通じて得られた関係児童生徒からの聴取内容や指導記録に記載の情報等を整理し、さらに、いかなる事実を認定できるかを検討し、それらを書面として取りまとめる。」とされている（同指針６頁）。

イ　本件対応に対する評価

本件においては、[redacted]の欠席が開始した令和２年１１月１６日以降同年１２月１７日までの間の学校側の対応記録が残っていない。この期間は、欠席が開始した当初[redacted]の欠席理由がどう伝えられ、そこから「いじめ」事案であることにどうつながっていったのか、さらには、「いじめ」事案と認知した上でどのような初動をとったのか、についての重要な 事実、対応が記載されるべき期間である。

⑼　小学校の対応に対する評価の総括

以上で述べてきたように、本件事案において本件小学校が行った対応についての問題を端的に挙げるとすると、「いじめ」の訴えがあった以上、速やかに、当事者児童への事実確認を行うべきところ、これを怠っていたため、その後の対応も「いじめ」の事実の有無を確定しないまま、曖昧な事実関係を基にしてそれぞれの児童や保護者への対応を行ったため、徐々に双方の家庭からの不信感を生み、場当たり的な対応に終始してしまった点にあると考えられる

事実確認について、[redacted]学担が[redacted]の欠席が始まって間もないころに[redacted]及び[redacted]におやつ交換の事実関係について聴き取りをしたということではあるが、組織的に計画を立てて行われた聴取とは言い難く、また、その聴取した結果の記録も行われていない。

２　本件事案において設置者が行った対応に対する評価

⑴ 学校に対する支援等及び自ら行う調査について

ア　設置者に求められる措置

学校の設置者は、学校からいじめ事案の発生及びその事実確認の結果の報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとさ

れている（法２４条）。

また、重大事態調査も念頭に置く場合には、学校が主体となって調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、法２８条１項の重大事態調査及び同条２項の規定による被害児童側への情報の提供について、必要な指導及び支援を行うものとされている（法２８条３項）。

調査の主体としては、学校が調査に当たることを原則としつつ、従前の経緯や事案の特性、児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合などには設置者において調査を実施することが考えられる（不登校重大事態に係る調査指針４頁）。

イ　本件対応に対する評価

①　本件では、令和２年１１月２６日に、[redacted]校長から[redacted]班長に対して本件事案の発生が報告され、それ以後、頻繁に本件小学校と本件教育委員会との間では情報交換、意見交換が行われてきた。また、比較的早期の段階から、学校の設置者である本件教育委員会としては本件事案は「いじめ」事案に該当する旨の見解を本件小学校に伝えていたとのことである。

しかしながら、本件教育委員会が本件小学校に示した方針は、「時間をかけ、当事者同士、親同士、学校が話し合っていく必要がある」という趣旨のものであり、法令やガイドラインの定める、事実確認を行った上で、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うというものとは明らかに異なっていた。

また、本件事案が発覚して早期の時期に、まず当事者児童たちに事実確認を行うよう本件教育委員会が指示した事実も見当たらない（[redacted]指導員作成の文書に、令和２年１２月２２日当時の記載として、「家庭訪問は父親が拒否するので行っていない」「いじめ事案について、他の児童に聴き取りをしたが、事実と異なることが多い」との記載があるが、家庭訪問を行うようにとの指導は本件教育委員会として行っていたかもしれないが、家庭訪問は事実確認とは異なることは言うまでもない。また、既に述べた通り、本件小学校側は令和２年１２月の内にはいじめ事案に関する児童らへの聴き取りを行ったとは認められないため、[redacted]指導員の上記記述の前提にしている事実が認められず、本件教育委員会としても本件小学校による事実確認が適切に行われているかの確認は十分に行われていなかったと指摘せざるを得ない。

②　さらに、[redacted]の父からは、令和３年１月２７日に本件教育委員会に対して、「学校内部の調査はあてにならないので、学校外の者による調査を希望する」旨が伝えられ、また、同年２月２日にも本件教育委員会に対して「学校は『調査する』と言っているが、その調査は信用できない。教育委員会なりの外部の調査を希望する」と述べている。一方で、[redacted]及び[redacted]の保護者らからは、より早い令和２年１２月２４日の時点で「学校から今ま

で何の連絡もなくどんな状況かも分からない。(学校に対する不信感)」と述べられている。

以上のように、遅くとも令和３年１月末頃には、いずれの保護者からも学校に対する信頼感は失われており、学校による調査を行ったとしても、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない状況に至っていた。

そうすると、この時期には、本件教育委員会は、本件小学校と協議の上、未了となっている調査については本件教育委員会の方が主体（教育委員会内に第三者委員会を設置する方法も含む）となって行うことも検討すべきであったが、そのような検討は行われなかった。

⑵　重大事態発生の報告

ア　設置者に求められる措置

学校は、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、町長に報告（法３０条１項）することとされており、学校から報告を受けた教育委員会は町長に対して報告しなければならない。

前述の通り、当該報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」（基本方針）行うものとされているが、不登校重大事態の場合は７日以内に行うことが望ましい（不登校重大事態に係る調査の指針３頁）とされている。

他方で、重大事態に該当するか否かの判断は、学校のみならず、設置者もその認定を行うことができる（不登校重大事態に係る調査指針２頁)。

イ　本件対応に対する評価

前述の通り、本件においては、遅くとも令和３年１月８日の欠席をもって重大事態に該当したと認められるが、その後７日以内に重大事態の発生報告は本件小学校から行われておらず、また本件教育委員会から町長に対しても行われていない。

学校からの同報告が無かったとしても、上記の通り教育委員会自身も重大事態に該当するか否かの判断を行うことは出来、学校にその発生報告を促すなどの措置をとることはできた。

その後、教育長により報告書が作成されて令和３年７月１５日頃に町長に提出されており、同報告書には「(令和２年）１２月２４日に『いじめによる長期欠席重大事態』として対応する旨を確認した」との記載があるが、その他にも調査結果の報告と思しき記載が含まれており、同報告書は提出された時期やその記載内容からすると重大事態発生の報告というよりは、調査結果の報告の意味合いを持つものと思われる。また、この報告書による報告が、本件重大事態に関する町長への初めての報告であったとのことである。

そうすると、本件事案が重大事態に至った令和３年１月８日から近い時期には法３０条１項、不登校重大事態に係る調査指針が求める重大事態発生の報告は本件では行われていないものと評価せざるを得ない。

3　本件事案において中学校が行った対応に対する評価

⑴　中学校に求められる措置

学校は、いじめの通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとされている（法２３条２項）。

⑵　本件対応に対する評価

前記第５・３⑵記載の通り、本件事案において中学校進学後も小学校時に生じていたいじめ事案が同様に継続していたとまでは認められない。

また、[redacted]は、文書による聴取に対しては精神的な辛さがあった旨を述べているが、中学校在学当時に学校側にいじめを訴えることも無く、同様に[redacted]の保護者も小学生時のように学校側に対して「いじめ」の存在を前提にした対応を求めていない（小学校時の事案を経験したことからすると、[redacted]の保護者が本件中学校に何らかの働きかけをしてもおかしくないが、令和３年６月に本件中学校、本件教育委員会を訪れた際にもそのような訴えはしておらず、また、転校に至るまで本件中学校に対して「いじめ」の訴えはしていない。）。

以上のように、[redacted]やその保護者から学校及び設置者に対して、「いじめ」の訴えを行ったという事実はないため、本件中学校がいじめ防止対策推進法２３条１項の「いじめの通報」があったことを前提とする法２３条２項等の措置をとっていないことについては同法に反するところはない。

第７　当委員会からの提言

１　小学校への提言

⑴　校長・教頭を含む管理職及び各教諭らのいじめ防止対策推進法及びそれに伴う各種ガイドライン等に沿った学校の行うべき対応に関する研修を強化すること

既に述べてきた通り、本件事案において問題が収束しなかったことの要因としては、[redacted]の保護者から「いじめ」の訴えを受けた本件小学校が法２３条及び２８条以下の定めに則って適時に事実確認や調査を行わず、その結果有効な支援、指導、助言を行う機会を逃し、さらには双方家庭の児童、保護者からの信頼を失っていった点にあると考えられる。

このような事態を防ぐためには、 学校現場の教職員（少なくともいじめ対策組織の長になる者） においても法律上の「いじめ」の定義を正確に理解し、同法の定める「いじめ」に該当した場合に 学校がとるべき措置をフローチャートのような形でイメージできることが最低限必要とされる。

そのためには、県教育委員会等が主導して各学校の一定の役職の教員を対象として、いじめ防止対策推進法及びそれに伴う各種ガイドライン等に沿った学校の行うべき対応に関する研修を強化することが望ましい。

なお、いじめ重大事態の初期対応に関しては、令和５年７月７日付、文部科学省初等中等教育局児童生徒課発出の「『いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト 』の配布について」添付の「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」の活用が考えられる。

⑵　外部専門家との連携

前項で述べたような研修を実施したとしても、実際の事案としていじめ対応を行っていく中では必ず、法令やガイドラインの解釈等についても疑問が生じたり、学校現場の教員のみでは対応に限界を感じたりする場面が生ずる。

そのような際には、スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーのような外部専門家に、学校としてとるべき方針について早急に相談をするなどの体制を平時から構築しておくことが望ましい。

また、本件事案でもそうだったように、事実確認や調査を行うべき学校と児童等との間に不信が生れる場合も少なくない。そのような場合には、事実確認の実施や聴取後の心理的ケアをスクールカウンセラーなどの専門家に依頼できるような体制を構築しておくことが望ましい。さらに、教員等自身が事実確認を行う場合にも、児童から直接聴き取りを行う際に配慮すべき事項 などについてコンサルテーションを受けた上で聴き取りを行うことが望ましい。

⑶　記録の作成と保存

本件事案においても生じたように、「いじめ」事案として対応を開始した直後の期間に対応する記録が作成、保管されておらず、当委員会が調査を行い、過去の事実関係を精査する上でも大きな障害となった。その結果、認定することができなかった事実関係も多岐にわたる。また、そのような記録が残っていなければ、どのような情報が誰に対してどのように共有されたかの判定にも支障が出る。

したがって、学校は、当該事案に対して行った対応状況等を詳細に記録して保管しなければならない。

２　設置者への提言

⑴　教育委員会の学校教育班の職員らの「いじめ」に対する認識を深める研修の強化

本件事案においては、本件小学校が適時に適切な事実確認や調査を怠っていたことは既に述べてきたとおりであるが、本件教育委員会から本件小学校に対しても必要な指導及び支援が行われていたとは言い難い（本件教育委員会が本件小学校に示した方針は、「時間をかけ、当事者同士、親同士、学校が話し合っていく必要がある」という趣旨のものであり、法令やガイドラインの定める、事実確認を行った上で、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うというものとは異なっている。）。

教育委員会は、学校がいじめ防止対策推進法及びガイドライン等に沿った対応を行っていく上で、学校に対して指導及び支援を行う立場（法２８条３項）にある以上、少なくとも法令やガイドラインの定めについて学校と同等以上には理解をしておく必要がある。

しかしながら、本件事案においては、本件教育委員会の学校教育班のメンバーにおいてもこの点が十分に浸透していたとは言い難く、本件教育委員会の職員に対しても学校の教員に対すると同様の研修等による理解の促進が望まれる。

なお、いじめ重大事態の初期対応に関しては、令和５年７月７日付、文部科学省初等中等教育局児童生徒課発出の「『いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト』の配布について」添付の「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」の活用が考えられる。

⑵　外部専門家との連携

この点についても、本件小学校に対する提言と同様であるが、学校及び教育委員会の職員らだけでは、法令やガイドラインの解釈や当該事案へのアプローチに疑問が生じる事態も当然あり得るところである 。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの外部専門家と速やかに連携できる体制を構築しておくことが望ましい。

⑶いじめの解消状況における経過観察の継続

いじめ事案の解消の判断には困難を伴うことが多く、本件事案においてもそうであったように、進学を経た後に「欠席がないこと＝いじめの解消の傾向にあること」と安易に認識することは避けられるべきである。

いじめ事案の途中で進学を挟むような場合には、進学前の学校（本件では小学校）においては、進学後の学校（本件では中学校）での状況を把握することは困難であり、横断的に関与することの出来る立場にある教育委員会が、進学の前後を通じて関与していじめが再発していないかなどの状況を把握し、在籍する学校と協働して対応することにより重大事態の発生の防止に努めていくことが望まれる。

３　愛媛県教育委員会への提言

⑴　専門家との連携に関する支援

基本方針においては、重大事態調査を行う組織について、「小規模の自治体など、設置が困難な地域も想定されることを踏まえ、都道府県教育委員会においては、これらの地域を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整えておくことなどが望まれる。」とされている（基本方針３４頁）。

上記想定は、本件事案においてもまさに当てはまる事象であり、当委員会の調査を行うまでの間には、調査に外部の専門家等が関与することは一切されていなかった。

このような事態を避け、適切なタイミングで効果的に外部専門家の活用を市町教育委員会または学校が行うことができるよう、愛媛県教育委員会（以下、「県教育委員会」という）においては、上記基本方針の記載するように、平時より職能団体等と協定等を締結

するなど、有事には迅速に外部の専門家を派遣できるなどの体制を構築し、そのような派遣を行う事が可能であることを各学校及び市町教育委員会に対して広く周知しておくことが望ましい。

上記の要請は法１８条１項にも定められているところであり、同条では、国及び地方公共団体が、①いじめの防止を含む教育相談に応じる心理、福祉の専門家の確保、②いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣する法律の専門家等の確保、などの措置を講ずるものとされている。

⑵　学校への研修等のサポート

本件小学校への提言⑴でも述べたように、県教育委員会が主導して各学校の一定の役職の教員を対象として、いじめ防止対策推進法及びそれに伴う各種ガイドライン等に沿った学校の行うべき対応に関する研修を強化することが望ましい。

また、既に述べたように本件事案の背景要因としては、[redacted]学担による[redacted]及び[redacted]への指導方法やその基となった[redacted]校長の[redacted]学担への指示の方法などが挙げられる。法１８条１項では、「国及び地方公共団体は、（中略）いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上（中略）等必要な措置を講ずるものとする。」とされている。同条の要請を充たすためにも、県教育委員会は、いじめを防止するための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上に努められたい。

以 上